

各障害児者施設・事業所の管理者 様

埼玉県福祉部障害者支援課長

障害児者施設・事業所における感染拡大防止の徹底について（通知）

障害児者支援に関しては、日頃から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、埼玉県を含む1都1府5県の地域に対して、国の緊急事態宣言が発令されております。

感染拡大防止については、これまでも取組の徹底をお願いしてきたところですが、県内の施設等において利用者及び職員の感染が確認された状況もあることから、障害児者施設等の皆様におかれましては、改めて、感染拡大防止の取組の徹底をお願いいたしますとともに、下記の点に十分留意した上で御対応いただくようお願いいたします。

記

- 1 緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について（令和2年4月7日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）

掲載箇所（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000619808.pdf>

利用者の状況や家族の状況を踏まえ、可能な場合には通所を控えていただくことによりサービスの提供を縮小するなど感染拡大防止のための対応を検討した上で、支援が必要な利用者に対する支援が提供されるようにすること。なお、利用者等が感染した場合や地域で感染が著しく拡大した場合で、事業所での通所サービスの提供を縮小して実施することも困難なときは、休業を検討していただく必要があるが、(3)のとおり、特に支援が必要な利用者に対する支援についても併せて検討すること。

※（3）：事務連絡中1（3）代替サービスの確保

- 2 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）（令和2年4月9日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）

掲載箇所（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000620874.pdf>

利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能です。